

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条</p> <p>ア } ㄱ } (略) エ }</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)</p> <p>1回につき 280円</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術</p> <p>1眼につき 279,000円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの 膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病</p> <p>1回につき 357,100円</p> <p>短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植</p> <p>1回につき 1,751,000円</p> <p>急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定</p> <p>1回につき 94,600円</p> <p>ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)</p> <p>1回につき 10,100円</p> <p>術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 <u>閉経後のホルモン感受性の乳がん(長径が五センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)</u></p> <p>1回につき 3,130円</p> <p>内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は咽頭がん(TNM分類がTis、T1又はT2、N0及びM0である患者に係るものに限る。)</p> <p>1回につき 1,075,010円</p> <p>放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の</p>	<p>第2条</p> <p>ア } ㄱ } (同 左) エ }</p> <p>オ 先進医療料</p> <p>術後のホルモン療法及びS-1内服投与の併用療法 原発性乳がん(エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。)</p> <p>1回につき 280円</p> <p>多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術</p> <p>1眼につき 279,000円</p> <p>重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病に対する脳死ドナー又は心停止ドナーからの 膵島移植 重症低血糖発作を伴うインスリン依存性糖尿病</p> <p>1回につき 357,100円</p> <p>短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植</p> <p>1回につき 1,751,000円</p> <p>急性リンパ性白血病細胞の免疫遺伝子再構成を利用した定量的PCR法による骨髄微小残存病変(MRD)量の測定</p> <p>1回につき 94,600円</p> <p>ペメトレキセド静脈内投与及びシスプラチン静脈内投与の併用療法 肺がん(扁平上皮肺がん及び小細胞肺がんを除き、病理学的見地から完全に切除されたと判断されるものに限る。)</p> <p>1回につき 10,100円</p> <p>内視鏡下手術用ロボットを用いた内視鏡下咽喉頭切除術 中咽頭がん、下咽頭がん又は咽頭がん(TNM分類がTis、T1又はT2、N0及びM0である患者に係るものに限る。)</p> <p>1回につき 1,075,010円</p> <p>放射線照射前に大量メトトレキサート療法を行った後のテモゾロミド内服投与及び放射線治療の</p>

併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法
初発の中枢神経系原発悪性リンパ腫（病理学的見
地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると
確認されたものであって、原発部位が脳、小脳
又は脳幹であるものに限る。）

入院1回につき 118,395円

外来1回につき 2,789円

FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ
一断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱（画像
検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なも
のに限る。） 1回につき 80,257円

LDLアフェレシス療法 1回につき 3,490円

FOLFOX6単独療法における血中5-FU
濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の
決定 1回につき 19,780円

腹腔鏡下広汎子宮全摘術

1回につき 781,450円

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎
子宮全摘術 子宮頸がん(FIGOによる臨床進行
期分類がIB期以上及びII B期以下の扁平上皮が
ん又はFIGOによる臨床進行期分類がIA2期
以上及びII B期以下の腺がんであって、リンパ節
転移及び腹腔内臓器に転移していないものに限
る。） 1回につき 1,316,969円

カ }
く } (略)
サ }

シ 制限回数を超えて受けた診療

〈検査〉腫瘍マーカー

癌胎児性抗原 (CEA) 1回につき 1,166円

α-フェトプロテイン (AFP)
1回につき 1,188円

〈リハビリテーション〉

心大血管疾患リハビリテーション料 (I)
1単位 2,214円

脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
1単位 2,646円

廃用症候群リハビリテーション料 (I)
1単位 1,944円

運動器リハビリテーション料 (I)

併用療法並びにテモゾロミド内服投与の維持療法
初発の中枢神経系原発悪性リンパ腫（病理学的見
地からびまん性大細胞型B細胞リンパ腫であると
確認されたものであって、原発部位が脳、小脳
又は脳幹であるものに限る。）

入院1回につき 118,395円

外来1回につき 2,789円

FDGを用いたポジトロン断層・コンピュータ
一断層複合撮影による不明熱の診断 不明熱（画像
検査、血液検査及び尿検査により診断が困難なも
のに限る。） 1回につき 80,257円

LDLアフェレシス療法 1回につき 3,490円

FOLFOX6単独療法における血中5-FU
濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の
決定 1回につき 19,780円

腹腔鏡下広汎子宮全摘術

1回につき 781,450円

内視鏡下手術用ロボットを用いた腹腔鏡下広汎
子宮全摘術 子宮頸がん(FIGOによる臨床進行
期分類がIB期以上及びII B期以下の扁平上皮が
ん又はFIGOによる臨床進行期分類がIA2期
以上及びII B期以下の腺がんであって、リンパ節
転移及び腹腔内臓器に転移していないものに限
る。） 1回につき 1,316,969円

カ }
く } (同左)
サ }

シ 制限回数を超えて受けた診療

〈検査〉腫瘍マーカー

癌胎児性抗原 (CEA) 1回につき 1,166円

α-フェトプロテイン (AFP)
1回につき 1,188円

前立腺特異抗原 (PSA) 1回につき 1,447円

CA19-9 1回につき 1,447円

〈リハビリテーション〉

心大血管疾患リハビリテーション料 (I)
1単位 2,214円

脳血管疾患等リハビリテーション料 (I)
1単位 2,646円

廃用症候群リハビリテーション料 (I)
1単位 1,944円

運動器リハビリテーション料 (I)

<p style="text-align: right;">1 単位 1,998円</p> <p>呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">1 単位 1,890円</p> <p>ただし、当該患者が要介護被保険者等である場合には、下記の料金とする。</p> <p>脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">1 単位 1,587円</p> <p>廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">1 単位 1,166円</p> <p>運動器リハビリテーション料（Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">1 単位 1,198 円</p> <p>（後 略）</p>	<p style="text-align: right;">1 単位 1,998円</p> <p>呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">1 単位 1,890円</p> <p>ただし、当該患者が要介護被保険者等である場合には、下記の料金とする。</p> <p>脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">1 単位 1,587円</p> <p>廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">1 単位 1,166円</p> <p>運動器リハビリテーション料（Ⅰ）</p> <p style="text-align: right;">1 単位 1,198 円</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成28年9月20日から施行する。ただし、第2条オ中「術前のホルモン療法及びゾレドロン酸投与の併用療法 閉経後のホルモン感受性の乳がん（長径が5センチメートル以下であって、リンパ節転移及び遠隔転移しておらず、かつ、エストロゲン受容体が陽性であって、HER2が陰性のものに限る。）」に係る改正規定は、平成28年7月1日から適用する。</p>
--	---